

帰化届

帰化は国籍取得と異なり、申請することで必ず日本人になれる、というものではありません。国が許可をした場合に成立するものなので、許可の是非については国の判断による、という点が大きく異なります。

帰化は法務局での手続きを経た後、証明書が発行されるので、証明書を持って市役所に帰化届を行います（外国人登録証の返還も行うことになります）。

根拠法令	戸籍法第102条の2、国籍法第4条～第10条・第18条
届出期間	告示の日から1か月以内に届出 ※法務大臣が帰化を許可した場合、官報にその旨が告示され、その告示の日から効力が発生しますので、1か月以内に届出
届出地	帰化する方が定めた本籍地または所在地
届出人	帰化する方（15歳未満のときは法定代理人である親権者父母）
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：帰化届記入例（単身者の帰化及び夫婦の帰化）は下記をご覧ください・帰化する方の身分証明書（法務局発行のもの）・印鑑：届出人のもの（連署人がいる場合は連署人の印鑑）・帰化する方の父母の本籍がわかるもの
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none">・帰化に関する要件等については、法務局にお問い合わせください。・帰化届の記載事項については、ほとんどが法務局発行の身分証明書の中に記載されていますが、帰化される方の父母が日本人である場合、父母の本籍を記載する欄があります（父母が外国人の場合は国籍を記載する欄）。このため、父母の本籍については確認のうえあらかじめ届書に記載しておいてください。・外国人登録をしていた者は、返納届とともに外国人登録証明書をお返しいただきます。また帰化届により日本人としての住民票を新たに作成します。・連署人は、帰化する者の配偶者が日本人であるときは、日本人配偶者です。・帰化した人が15歳未満のときは、届出人欄(用紙の右側)に記載してください(本取り扱いは平成24年4月以降適用となります)。
関連の届出	

教 示	帰化届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。
-----	--

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

※この届出は、単身者の帰化の届出です。

帰化届	受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
	第 号						
平成25年6月10日届出	送付 平成 年 月 日	埼玉県春日部市長 印					
※届出日を記入してください	第 号						
埼玉県春日部市長 殿	書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知	

氏 名 (よみかた)	かすかべ		あやこ	
	氏 名		氏 名	
生 年 月 日	粕壁		彩子 昭和 50年 10月 26日	
住 所	(従前の氏名)		氏 名	
父 母	父	名	父母との	父の国籍
〔日本人のときは本籍を書いてください〕	ベルナール	ジェームス	続 き 柄	アメリカ合衆国
	母	名	□男	母の国籍
帰化の際の国 籍	ベルナール	メアリー	二 □女	アメリカ合衆国
告示の年月日	アメリカ合衆国			
平成 25年 5月 20日	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2 番 号			
帰化後の本 籍	(方書・マンション名)			
筆頭者の氏名	粕壁 彩子			
住民となった年 月 日	平成 24年 7月 9日			
住所を定めた年 月 日	平成 25年 4月 1日			
世帯主・世帯員の別	世帯主と 世帯員			
世帯主の氏名	世帯主の続 き 柄			
その他	帰化事項のほかに記載すべき身分事項は、別紙「帰化者の身分証明書」のとおりです			
届 出 人 署 名 押 印	粕壁 彩子 印			

※持参するもの 印鑑、法務局が発行した身分証明書
※官報告示の日から1か月以内に届出してください。

連絡先	電話 048(736)1111
	自宅・携帯・勤務先・呼出

帰化届 (単身者) (右側)

届 出 人

(帰化した人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)

資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	親権者 (<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
住 所	丁目 番地 番 号	丁目 番地 番 号
本 籍	丁目 番地 筆頭者 番 の氏名	丁目 番地 筆頭者 番 の氏名
署 押 名 生 年 月 日	印 年 月 日	印 年 月 日

※この届出は、夫婦の帰化の届出です。

帰化届

平成25年6月10日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	
送付 平成 年 月 日	埼玉県春日部市長 印
第 号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知	
------	------	------	-----	-----	-----	--

よみかた 氏 名	夫			妻		
	かすかべ 氏 春日部		たろう 名 太郎	かすかべ 氏 春日部		はなこ 名 花子
	〔従前の氏名〕 氏 名 金太郎		氏 名 太郎	〔従前の氏名〕 氏 名 李花子		氏 名 花子
生年月日	昭和 平成 32年 6月 13日			昭和 平成 36年 10月 10日		
住 所	埼玉県春日部市中央 6			埼玉県春日部市中央 6		
	丁目 2番地 号 (方書・マンション名)			丁目 2番地 号 (方書・マンション名)		
父母の氏名 父母との続き柄	父	氏 名 金 宋林	続き柄	父	氏 名 李 文	続き柄
	母	氏 名 崔 永姫	二 男	母	氏 名 朴 根	長 女
父母の国籍 〔日本人のときは 本籍を書いてく ださい〕	父	韓国		父	韓国	
	母	韓国		母	韓国	
帰化の際の 国 籍	韓国					
告示の年月日	平成 25年 5月 20日					
帰化後の 夫婦の氏と 新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏			<input type="checkbox"/> 妻の氏		
	埼玉県春日部市金崎 839			丁目	番地 1	番
筆頭者 の氏名	春日部 太郎					
住民となった 年 月 日	平成 24年 7月 9日			平成 24年 7月 9日		
住所を定めた 年 月 日	平成 25年 4月 1日			平成 25年 4月 1日		
世帯主・ 世帯員の別	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主			<input type="checkbox"/> 世帯主		
	<input type="checkbox"/> 世帯員			<input checked="" type="checkbox"/> 世帯員		
世帯主の 氏名	〔 〕			世帯主の氏名〔 春日部 太郎 〕		
世帯主と の続き柄	〔 〕			世帯主との続き柄〔 妻 〕		

※持参するもの 印鑑（届出人及び連署人のもの）、法務局が発行した身分証明書
 ※官報告示の日から1か月以内に届出してください。

連絡先	電話 048(736)1111
	自宅・携帯・勤務先・呼出

帰化届（夫婦）（右側）

その他	帰化事項の他に記載すべき身分事項は、別紙「帰化者の身分証明書」のとおりです。			
届 署	出 名	人 押	夫 春日部 太郎	妻 春日部 花子
			印	印

連 署 人 (帰化した人の配偶者が日本人のときに書いてください)				
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻				
住	所		丁目	番地 番
本	籍		丁目	番地 番
署 押	名 印		年	月 日生
		印		